

海と人の利用にかかわる権利と漁業権の相関年表

- 二水会勉強会資料として作成—MANA(C)中島満
- 080124PARC 勉強会資料として増補
- 水産振興会発行『水産振興』No.487、2008年7月号『里海って何だろう?』（中島著）参考補注として修正増補
- 最終修正 080723

| 年次（和暦） | 入浜権と環境権 | 漁業権（漁業・漁村）→里海 | 政策・制度・その他 |
|-----------|--|---|--|
| 1875（m8） | | 海面借区制布告（12.19—太政官 195号布告および 215号太政官布達） | いわゆる「海面官有宣言」 |
| 1876（m9） | | 215号布達但書を撤回（7—太政官 74号布達） | 「各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ」及び「従来ノ慣習ニ従ヒ処分可致此の旨相達候事」 |
| 1896（m29） | | | 民法（法律第89号） |
| 1901（m34） | | 漁業法（法律第34号）—旧法（明治漁業法） | |
| 1910（m43） | | 漁業法改正法律（法律第58号）—旧漁業法（改正明治漁業法） | |
| 1948（s23） | | 水産業協同組合法（法律第242号）—水協法 | |
| 1949（s24） | | 漁業法（法律第267号）—新漁業法 | |
| | | 漁業法施行法（法律第268号） | |
| 1951（s26） | | 水産資源保護法（法律第313号） | 土地収用法（法律第219号） |
| 1958（s33） | | 浦安一本州製紙事件 | |
| 1960（s35） | | | 所得倍增計画 |
| 1962（s37） | | 9—漁業法改正（法第156号）により第8条書面同意制度盛り込まれる。 | 全国総合開発計画 |
| 1963（s38） | | 8—沿岸漁業等振興法制定（法第165号） | |
| 1964（s39） | | | 河川法（法律第167号） |
| 1966（s41） | | 1—我妻栄鑑定書……大阪府泉大津漁協の補償金配分をめぐる訴訟事件で原告側から提出された漁業権の権利主体を総有説に基づき論述した鑑定を行う（判決は77・6） | |
| 1967（s42） | | | 公害対策基本法（法律第132号） |
| 1968（s43） | 新潟で開かれた日本弁護士会による「公害シンポジウム」で環境権概念が初めて打ち出される。 | | |
| 1969（s44） | 米「天然資源保全及び環境保護法」草案……環境法概念の法案化 【注】① | | 新全総 |
| 1970（s45） | 米「ミシガン州環境保護法」下院提出 日・国際社会科学評議会他「公害国際会議」で環境権を基本的人権として位置付ける旨の要請をおこなう。 日・大阪弁護士会が環境権を提唱 【注】② | | ○公害対策基本法改正により環境基準等条項盛り込まれる。 9—建設省内に「海洋開発と管理」プロジェクトチーム発足。同時に「海洋開発部会」を設け、同チームの提案を受け海洋開発の基本的方向とその推進方向についての検討を図る。 |
| 1971（s46） | ○全国自然保護連合第1回総会（全国自然保護のつどい・神奈川県） ○千葉の干潟を守る会「東京湾を死の海にするな」のスローガンのもと活動を始める。 2—ラムサール条約が採択（イラン・ラムサール）—湿地保全における「賢明な | 7—風成判決（大分地裁）【注】③ | ○海洋開発審議会発足 12—海洋開発と管理に関する建設省プロジェクトチーム報告出る。同報告と併行して「海洋開発と管理に関する提言」「海洋スペースの利用に関する提案」がなされ、「沿岸海域の公共的管理に関する法律案（要綱）」および「海洋開発基本法」構想が発表される（略「沿岸域管理法案」）。 |

| | | | |
|-------------|---|---|--|
| | 利用 (Wise use=ワイズ・ユース)」の基本原則が以後「環境政策」の方向性として定着していく。 | | |
| 1972 (s 47) | 6-国連人間環境会議 (ストックホルム) において「環境権」を人間の当然の権利としてアピール | 5-瀬戸内海汚染総合調査実行委員会編「瀬戸内海汚染総合調査報告 I」刊。 | 2-水産経済新聞「漁業権の没収可能、水産庁全面撤回を要求」報道。 ○通常国会に沿岸域管理法案提出断念。 |
| 1973 (s 48) | 8.21-豊前火力に反対して火力発電所建設差し止め請求訴訟。松下竜一氏らによる「豊前環境権裁判」提訴 [注] ④ 11-「公害を告発する高砂市民の会」の集会において高崎裕士氏らから「入浜権」の概念誕生する。 [注] ⑤ | 5-瀬戸内海漁民会議 (横井安友) 結成。漁民と市民との連帯を強く呼びかける。 10-風成判決 (福岡高裁) [注] ③ | ○海洋開発審議会第一号答申「わが国の海洋開発推進の基本的構想及び基本的方策について」出る。 8-公有水面埋立法改正を検討する第 71 国会・建設委員会で金丸大臣「海域管理法…案につきましては、河川局で……ある程度の成案は得たということであり。なお海洋審議会等にこの問題をかけております。問題は非常に内容が広範であり、これをまとめるということは建設省だけでまとめるわけにいかない、各省庁にまたがるという関係もありまして、今回国会に提出することができなかった (の) でございますが、できるだけ早い機会に各省庁と連絡のもとに成案を得て、一日も早くこの法案を提出する方向に持っていきたい」 (一部略) 答弁。 |
| 1974 (s 49) | | 5-全漁連等主催「漁業危機突破全国漁民大会」(東京) 開催、全国漁民代表が国会請願デモ。 ○「闘いの海から-開発と公害に抗する漁民群像」(漁民研究会・自主講座実行委員会編) | 12.18-三菱石油水島貯油タンクより C 重油流出事故 |
| 1975 (s 50) | 11-入浜権宣言発す (三菱事故抗議・海を活かしコンビナートを拒否する東京集会) [注] ⑤ 12-ラムサール条約発効 ○高砂入浜権運動をすすめる会編「100 人証言集-高砂の海いま昔」刊。 ○第 1 回全国干潟シンポジウム (愛知県・汐川宣言) -汐川干潟を守る会編「干潟からの声-全国干潟シンポジウム 1975 汐川」 | ○「瀬戸内海重油汚染総合調査報告書」(瀬戸内海漁民会議・瀬戸内海汚染総合調査団編) | ○沖縄国際海洋博覧会 |
| 1976 (s 51) | ○第 2 回全国干潟シンポジウム (千葉県) -千葉の干潟を守る会編「干潟からの声-全国干潟シンポジウム 1976 千葉」で、東京湾保全基本法構想が提起される。 | | ○~77 年にかけてソ連・米国等が 200 カイリ漁業専管水域実施、世界は 200 カイリ体制に。 |
| 1977 (s 52) | ○第 3 回全国干潟シンポジウム (諫早) - | 6-泉大津訴訟地裁判決。共同漁業権の総有説採用の判決。 [注] ⑥ | ○わが国領海 12 海里法・漁業水域 200 カイリ法成立 |
| 1978 (s 53) | | | |
| 1979 (s 54) | | | ○海洋開発審議会第 2 号答申「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想と推進方策について」 |
| 1980 (s 55) | | | |
| 1981 (s 56) | | 9-第 1 回全国豊かな海づくり大 | |

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| | | 会、以後毎年開催。 | |
| 1982 (s 57) | | | |
| 1983 (s 58) | | 5—漁業法等水産5法が改正され資源管理型漁業推進の政策が打ち出される。 | |
| 1984 (s 59) | 7—東京湾会議が発足 12—第5回日本環境会議(川崎市)で東京湾問題を討議。 | 3—大野一敏「サンフランシスコ湾計画」日本語版を発表 | |
| 1985 (s 60) | 4—東京湾会議主催「第1回東京湾シンポジウム」。 同一東京湾フォーラム実行委員会活動を始める。 | | |
| 1986 (s 61) | 12—東京湾会議主催「第2回東京湾シンポジウム」で「東京湾の環境と未来」討議。 ○東京湾フォーラム「東京湾シンポジウム」開催し「東京湾の再生と保全を求めて」を討議。 ○東京弁護士会「東京湾保全基本法」を提言。 | 9—水産庁漁業問題研究会最終報告書作成答申。 | 4—ソ連チェルノブイリ原発事故発生。 |
| 1987 (s 62) | | | |
| 1988 (s 63) | ○田尻宗昭編「提言・東京湾の保全と再生」(日本評論社) | | 11—ふるさと創生1億円交付実施。 |
| 1989(s64/h1) | ○第1回国際湿地シンポジウム(名古屋) ○内山節編「《森林社会学》宣言—森と社会の共生を求めて」(有斐閣)刊。 | 7—最高裁第1小法廷が「現在の共同漁業権は古来の入会漁業権と全く性質が変わっており、漁民の総有ではなく法人としての漁業協同組合に帰属する。補償金配分も漁民全員一致ではなく、漁協の総会決議で決めるべきだ」とする判決をだす。 〔注〕⑦ | 1—昭和天皇崩御元号平成に。 9—中国天安門事件。 11—ベルリンの壁崩壊。 |
| 1990 (h 2) | | | 8—自衛艦・なだしお衝突事故、高等海難審判。 ○バブル崩壊 ○海洋開発審議会第3号答申「長期的展望にたつ海洋開発の基本的構想と推進方策について」 |
| 1991 (h 3) | 5—第2回国際湿地シンポジウムで「日本湿地ネットワーク」(JAWAN)設立が決まる。 | ○平成3年度漁業養殖業統計全生産量で20年ぶりに1000万トンの大台を割り込む。 | 6—長崎県普賢岳噴火。 |
| 1992 (h 4) | | | |
| 1993 (h 5) | 6—ラムサール条約第5回締約国会議初めて日本で開かれる(釧路市) 12—川辺川利水を考える会発足。 | 9—静岡県沼津市の大瀬崎ダイビングスポットの設置と潜水利用料を地元漁協が徴収することが合法か否かの「大瀬崎DS裁判」提訴(原告が一市民のダイバー、被告地元漁協)。 | 7—北海道南西沖地震発生、奥尻島を津波が襲う。 11—環境基本法制定(公害対策基本法廃止)、環境アセスメントが始めて盛り込まれる。 ○海洋開発審議会第4号答申「わが国の海洋調査研究の推進方策について」 |
| 1994 (h 6) | ○畠山重篤著「森は海の恋人」(北斗出版)刊。以降、漁民による植樹活動から市民が参加する全国的な森・川・海の連環を考えるための植樹運動広がる。 | ○熊本県「天明水の会」漁業者を中心に海と川と森のつながりを「環有明海構想」として提起行動に移していく。(平成6年肥後の水資源愛護賞、平成8年朝日森林文化賞受賞など以後漁民の森—いのちの森づくり活動などに全国の注目あつまる) | ○国連海洋法条約発効 ○地球温暖化防止条約発効。 ○関西国際空港開港。 |
| 1995 (h 7) | | 9—大瀬崎DS裁判の静岡地裁沼津支部判決。潜水利用料は「漁業権侵害の受忍料」とも考えられ「一村専 | 1—阪神淡路大震災。 ○東京営団地下鉄内でサリン事件発生。 |

| | | | |
|------------|--|--|---|
| | | 用漁場の慣習」が法律的根拠にもなりうるとして被告漁協側勝訴判例となる（原告控訴）。 | |
| 1996（h 8） | 3—ラムサール条約第6回締約国会議（豪州ブリスベーン） 6—川辺川利水訴訟始まる（熊本地裁に提訴） 8—子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会発足 ○三番瀬を守る署名ネットワークの活動開始 | 10—大瀬崎DS裁判の東京高裁判決。潜水利用料は現行法規解釈では「不当利得」に当たるとし原告勝訴（被告漁協控訴）。 ○水産庁、総漁獲可能量（TAC）制度の創設を決め、97年から6魚種でスタートさせる。 ○「海の『守り人』論」刊行 | 7—国民の祝日「海の日」制定。 ○国連海洋法条約批准（条約第6号7月施行）。 |
| 1997（h 9） | 4—諫早湾干拓潮受堤防閉め切り（いわゆるギロチン）を農水省断行。 | 1—ロシア船籍タンカー・ナホトカ号が日本海壱岐沖合で座礁により重油流出事故発生。未曾有の漁業被害だったが、漂着した重油回収海浜の清掃のために全国から市民ボランティアが集まり、漁村住民と市民との共同作業の交流が力を発揮。 7—東京湾でタンカー・グレース号原油流出事故発生。 | 6—河川法改正（法第69号）により河川整備基本方針及び河川整備計画の条項が追加され公聴会制度導入による「関係住民の意見を反映させるための必要な措置を講じ」る規定が盛り込まれる。 9—水産庁に「水産基本政策検討会」設置、200カイリ時代に即応した水産基本政策のありかたの検討始まる。 12—地球温暖化防止京都会議において京都議定書作成。日本は98.4署名。 |
| 1998（h 10） | 4—三番瀬を守る署名ネットワークが、三番瀬埋立て計画の撤回を求める署名12万人を千葉県知事に提出。活動はその後継続し02年3月合計で30万人に達した。 | 1—全国漁民が集まり漁業者が取り組む植樹活動について「全国漁民の森サミット—森と川と海をつなぐ環境保全運動のつどい」開催。海と渚環境美化推進機構（通称・マリンプルー21）と全漁連共催。 | 4—明石海峡大橋完成。 ○第5次全総（21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造—）閣議決定（3.31橋本内閣）。目標年次2010～2015年。 |
| 1999（h 11） | 10—川辺川を守る会全国集会（東京） ○ラムサール条約第7回締約国会議（コスタリカ） | 12—水産庁は水産基本政策検討会報告（99-8）に基づき水産基本政策大綱、水産基本政策改革プログラムを決定。 ○浜本幸生著「共同漁業権論—平成元年七月十三日判決批判」刊行。 【注】⑦ | 5—海岸法改正（法第54号）により海岸保全基本計画の策定と公聴会制度創設し国民の意見聴取が盛り込まれる。 6—環境影響評価法（環境アセスメント）施行。 9—茨城県東海村核燃料工場で国内初の臨界事故発生。 |
| 2000（h 12） | 9—川辺川利水訴訟、原告農民が敗訴。原告福岡高裁に控訴。 | 4—大瀬崎DS裁判最高裁は、高裁の潜水利用料は不当利得とする解釈に誤りがあるとし、金額・徴収等の合意があったかが審理不尽のため高裁差し戻し判決でる。【注】⑧ 9—川辺川・球磨川を守る漁民有志の会発足、漁業権・水協法を盾にしたダム建設反対運動をすすめる。 12—大瀬崎DS裁判東京高裁差し戻し審では、潜水利用料の徴収に合意があったと認定し、被告漁協側勝訴（原告控訴せず2001年2月確定）。 【注】⑧ | 3—北海道有珠山噴火住民1万7000人非難。 7—伊豆七島三宅島噴火により全島民約4000人避難のため離島。 ○経団連・海洋開発推進委員会総合部会「21世紀の海洋のグランドデザイン—わが国200海里水域における海洋開発ネットワークの構築」（6.14） ○日本沿岸域学会「沿岸域管理のグランドデザイン—沿岸域の総合管理計画の策定に向けて」（7.19） |
| 2001（h 13） | 1—「宝の海を返せ！水門を開放しろ！」諫早湾干拓の潮受堤防に向けて関係漁民が漁船による海上デモ実施。 3—三番瀬計画撤回を公約して千葉県堂本知事当選。 6—「瀕死の海からの証言—有明海・諫早湾～不知火海・球磨川の漁民たち」緊 | ○有明海ノリ不作問題深刻化。 ○千葉県木更津を拠点に漁業者等が「里海づくり」をめざし東京湾で絶滅したアサクサノリ種のノリ養殖に挑戦を始める（→04年11月ノリ製品生産化に成功）。 【注】⑨ | 1—中央省庁再編、国土交通省、経済産業省、環境省に。 6—水産基本法公布・施行。同時に漁業法等改正が行われる（水産基本法等4法の制定改正）。漁業法改正により書面同意制度の追認と部会制度創設（法11条）。地方分権化のしくみと公開型計画の決定、公聴会開催などが盛り込まれた漁港漁場整備法（旧漁港法）公 |

| | | | |
|-------------|--|---|--|
| | <p>急シンポジウム開催（東京） 8—「有明海漁民・市民ネットワーク」結成大会諫早市で開かれる。 12—川辺川ダム建設にあたり国土交通省は漁業権の強制収用裁決を求める申請手続き行う。</p> | | <p>布。 12—国土交通省河川局所管「沿岸域総合管理研究会」（座長：来生新：横浜国立大学教授） ○「21世紀におけるわが国の海洋ビジョンに関する調査研究報告書」（同名委員会、(財)シップ・アンド・オーシャン財団発行)</p> |
| 2002 (h 14) | <p>11—有明海漁民を原告とし諫早湾干拓工事が漁業被害に影響を与えたとして工事差し止めを求める「よみがえれ！有明海訴訟」佐賀地裁に提訴。 11—ラムサール条約第8回締約国会議（スペイン・バレンシア）03年9月現在138カ国が締約国となる。</p> | <p>○高知県柏島を拠点とする「NPO 法人黒潮実感センター」が設立、島の漁業や産業を生かしながら自然と人との暮らしを両立させていく、持続可能な「里海づくり」運動を本格化させる。 [注] ⑨</p> | <p>○日本財団海洋管理研究会「21世紀におけるわが国の海洋政策に関する提言」（3. 15）「海洋基本法」制定構想をタイムスケジュール化する提案として発表される。</p> |
| 2003 (h 15) | <p>5—川辺川利水訴訟控訴審判決、福岡高裁は地裁判決を変更し原告勝訴。農水省は最高裁への上告断念する。</p> | <p>3—国土交通省・海上保安庁関係部署を事務局とする「東京湾再生推進会議」が『東京湾再生のための行動計画』についてをまとめ公表。 ○「磯草の権利訴訟」提訴。大分県が計画をしている大入島東地区（石間区）の埋立て免許の処分取り消し請求事件。「磯草の権利」とは、佐伯市大入島の住民が地先の浜・海で海藻や貝類を採取してきた慣習に基づく入会漁業の権利のこと。 12. 9—NPO 法人「徳島海青会」設立（認可は04. 4）</p> | |
| 2004 (h 16) | <p>8—佐賀地裁「よみがえれ！有明海訴訟」で干拓工事差し止めの仮処分決定。なお、漁業者約20人と福岡県有明海漁連は公害等調整委員会に有明海異変と同事業の原因裁定を求め審理を継続させている。 ○千葉県三番瀬再生計画検討委員会「三番瀬再生計画」策定公表。</p> | <p>5—島根原発第三号機建設にあたって当該地区の公有水面埋立て免許取り消しをもとめて片句地区の漁業者でありノリジマの地権者が松江地裁に提訴。第2の「磯草の権利」裁判となる。 6—千葉県木更津の漁業者が中心になって「NPO 法人盤州里海の会」設立。東京湾で絶滅したアサクサノリやハマグリなどを再生させる行動を起こした。盤洲干潟や小櫃川河口干潟の自然を生かした漁業者と市民とが漁業の暮らしをとおして交流と行動をおこしていく森川里海のめぐりの里づくり運動を始める。 11—盤州里海の会が試みていた絶滅危惧種・アサクサノリの養殖製品化に東京湾で初めて成功する。 [注] ⑨</p> | <p>2—水産庁は、「豊かな東京湾再生検討委員会」の第1回委員会を開催、「漁業分科会」、「漁場環境分科会」、「食文化分科会」、「親水機能分科会」及び「アオギス再生特別委員会」を設置し検討作業を始めた。 3—「人と海洋の共生をめざして—50人のオピニオン」（シップ・アンド・オーシャン財団）</p> |
| 2005 (h 17) | <p>1—佐賀地裁の諫早湾干拓工事中止の仮処分決定に対する国（農水省）の異議申し立てが却下。</p> | | |
| 2006 (h 18) | <p>10. 31 里川宣言（ミツカン水の文化フォーラム2006）</p> | <p>○「ローカルルールの研究」[「季刊里海」]刊行。[注] ⑧及び[注] 8の2 ○柳哲雄「里海論」刊行（「里海」とは、人手が加わることによって生産性と生物多様性が高くなった海を意味し、これからの日本の目指すべき「人と海との理想的関係」を提言） [注] ⑨</p> | <p>9—海洋国家日本を考えるタウンミーティング・イン横浜（小泉内閣の国民対話）開催され議員立法による「海洋基本法」制定の動向が紹介される。 ○年末「海洋基本法」制定にむけて自民公明民主による次期通常国会での上程成立についての確認がなされている旨の新聞報道（サンケイ・読売）</p> |

| | | | |
|-------------|---|---|--|
| 2007 (h 19) | 里海(里浜)、里川の考え方が広まる。行政による予算措置が講じられる施策にも取り入れられるようになりほぼ認知。 3. 14—瀬戸内海研究会議主催、瀬戸内海環境保全協会協賛WS「瀬戸内海を里海に—新たな視点による再生方策」(環境省管轄の里海施策の方向) | 8—NPO法人「はままつ里海の会」認可(浜名漁協および政令指定都市浜松市民) 9. 12—瀬戸内海環境再生のため13府県18市で構成の「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」総会が北九州市で開催。瀬戸内海を「適切に人の手が加わることにより生物の多様性と生産性が維持された豊かで美しい海域」として里海を定義、「豊かな里海」の創出を提起。【注】⑨ | 「海洋基本法」制定(4月3日衆議院上程、同日、民社党反対のほか党会派多数可決。参議院4月20日可決。4月22日交付、法律第33号) 7—「高木委員会」最終報告「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」水産業改革高木委員会(日本経済調査協議会) |
| 2008 (h 20) | | 1. 19—「里としての海を考えるシンポジウム」全漁連(水産庁助成) | |

〔注〕

- (1) 環境権=right to environment よりよい環境を享受しうる各人の権利。わが国では、1970(昭和45)年に弁護士グループから提唱されて、法律家や市民の間にひろく受け入れられた。今は、環境権を憲法25条・13条に基づく基本的人権の一つとして認めることには、大方の意見の一致があるが、これを裁判上差止請求の根拠とするかについては異論も強く、裁判所では受け入れられていない。(淡路剛久—記名)(『社会学事典』弘文堂)
- (2) 人も憲法25条に基づいて、よい環境を享受し、環境を汚すものを排除できる基本的な権利を持ち、制度上もこの「環境権」を位置付けるよう提唱した。
- (3) 臼杵市風成地区公害予防闘争事件判決」昭和48年10月19日判決—共同漁業権は、歴史的沿革及び漁場利用形態の特質から、関係漁民総有の入会漁場としての性格を有すると解するのが相当。書面同意制度の類推適用をした漁業権裁判の重要判例。
- (4) —A「環境権の侵害」
- (ア) われわれは、健康で快適な生活を維持するに足る良好な環境を享受する権利を持つ。殊にそれが既得されている場合は、それを守り抜く権利を有する。それは憲法第13条の幸福追求権、憲法第25条の生存権に基礎をおく基本的人権である。
- (イ) 海が漁業者だけのものであるはずはない。被告が強引に多額の金銭で漁業者の権利を放棄させたからといって、埋立が許され、温水排出が許されるべきではない。われわれは、環境の主要素たる海の汚染を忍ぶことはできない。漁業者、農業者でもないわれわれ原告団が、敢えて漁業被害、農業被害に言及するのも、それらの被害は、たとえば新鮮な魚を食べられなくなるなどの形で、ただちにわれわれの生活環境の悪化と結びつくのであり、これはわれわれの環境権の侵害と解釈するからである。
- (ウ) われわれのいう環境は、単なる狭域のみを意味しない。瀬戸内海全域の視点に立ってこの内海を救済すべき国策からすれば、もはや豊前海域を一隅たりとも理立てるべきではないし、まして温排水、油濁などの公害発生はさげねばならない。
- (エ) 現在、豊前平野は、北九州工業地帯のベッドタウンと化しつつある。既に汚染地域となっている北九州から、より良い環境を求めてくる人びとは、今後益々ふえるものと考えられる。その為にも、われわれは、現在の環境を大切に守りたい。
- 被告の計画する火力発電所は、前述の如く諸種の公害を発生させ、われわれの環境権を著しく侵害すると考えられる。われわれは、環境権に基き、事前にその差止めを請求することができると思える。本訴請求によって、原告らは、被告に対し、本件火力発電所の建設の差止めを請求するため本訴に及んだ。(『豊前環境権裁判』14ページより)
- (4) —B (4) A 提訴に対する判決。別紙コピー(略)
- (4) —C <http://fsenga.hp.infoseek.co.jp/hanrei-toujisyatekikaku.html> インフォシーク「法律を考えよう」より転載:紛争管理権に関する判例(豊前火力発電所建設差止請求訴訟)(最高裁昭和60年12月20日第二小法廷判決)……豊前地域の代表としての資格において、原告が電力会社を相手取り、火力発電所の操業停止、および、埋め立てた海面の原状回復を求める訴えを提起した。
- 判決=「…地域の住民本人らからの授権があったことが認められない以上、かかる授権によって訴訟追行権を取得する任意的訴訟担当の場合にも該当しないのであるから、自己の固有の請求権によらずに所論のような地域住民の代表として、本件差止等請求訴訟を進行しうる資格に欠けるものというべきである。なお、講学上、訴訟提起前の紛争の過程で相手方と交渉を行い、紛争原因の除去につき持続的に重要な役割を果たしている第三者は、訴訟物たる権利関係についての法的利益や管理所分権を有しない場合にも、いわゆる紛争管理権を取得し、当事者適格を

有するに至るとの見解が見られるが、そもそも法律上の規定ないし当事者からの授権なくして右第三者が訴訟追行権を取得するとする根拠に乏しく、かかる見解は、採用の限りでない。：「紛争管理権」というものを認めないことを明示した判決として有名です。「紛争管理権」は学説上提起されていたものでこの判決で言う「講学上…」という部分です。つまり、紛争解決について主導的な役割を果たした人に法律上の利益や授権がなくても当事者適格を認めてはどうかという学説です。この学説に対して、判決は根拠がないとして採用できないとしたわけです。しかし、紛争管理権説を認めるにせよ認めないにせよ、もう少し当事者適格を緩めた方がこういった訴訟では住民のためにもなってよいのでは、という考え方もなお有力です。

(5) 入浜権について……「入浜権宣言」＝「古来、海は万民のものであり、海浜に出て散策し、景観を楽しみ、魚を釣り、泳ぎ、あるいは汐を汲み、流木を集め、貝を掘り、のりを摘むなど生活の糧を得ることは、地域住民の保有する法以前の権利であった。また海岸の防風林には入会権も存在していたと思われる。われわれは、これらを含め『入浜権』と名づけよう。今日でも、憲法が保障するよい環境のもとで生活できる国民の権利の重要な部分として、住民の『入浜権』は侵されてはならないものとする。(中略)われわれは、公害を絶滅し、自然環境を破壊から守り、あるいは自然を回復させる運動の一環として『入浜権』を保有することをここに宣言する」(「渚と日本人 入浜権の背景」高崎裕士・高桑守史著、NHKブックス、昭和51年刊)

(6) 「泉大津訴訟大阪地裁判決」—「共同漁業権の収益権能が組合員全員によって構成される総有団体に帰属する」を主旨とする我妻栄鑑定書のいわゆる共同漁業権の「総有説」が判決で採用された漁業権の法的解釈に関する重要判例。

(7) 平成元年7月13日最高裁判決：「平成元年最高裁判決」は、事実誤認や漁業法の法制定主旨を誤解して下した判決という評価が強くある。事実、本判決により、漁協合併による漁業漁協の合理化を目指してきた漁業政策の推進が困難となる判決に対応して、平成5年(1993)に、「漁業協同組合併助成法」の改正を行わざるを得なくなり、合併後の新組合の定款に記載しなければならない共同漁業権の放棄・変更の手続きについて、漁協合併助成法施行に当たっての留意事項として支持した水産庁長官通達(五水漁第1775号)、及び「漁業権の適正な管理・行使及び漁業補償問題への適切な対応について」(五水振第1727号水産庁漁政部長・振興部長)の対応がなされた。さらにこれらの対処に加えてさらに、水産基本法制定に際して改正された漁業法(平成13年・2001年)に、漁業権行使規則の書面同意制度の追認と、漁協合併後の関係地区を所管する旧漁協あるいは支所等を「部会」として定める「部会制度」(法11条)があらたに設けられる措置がとられた。ほんらい、このような国会ですでに承認され円滑な振興が進められている行政施策の決定的な阻害となるような判決は出されるべきではない(「ローカルールの研究」元水産庁長官佐竹五六論文)のであって、そのような法的な判断が欠如したまま、さらに前述したような「事実誤認」や「法制定主旨の誤解」によって下された判決にたいし、逐一、その誤りの箇所を指摘し、『「漁業補償金は、漁業協同組合に帰属するが、総会の特別決議によって組合員に配分する。」とした判示事項の九の判示はすべて誤りである。』と断じた浜本幸生著「共同漁業権論—平成元年七月十三日判決批判」が平成11年(1999年)に発行された。本書の判決批判、すなわち判決の問題点の理論的裏づけに基づく指摘が、平成13年漁業法改正として行政上の適切な対応をリードしたとして、考えたとしても間違いではないであろう。

(8) 大瀬崎DS裁判東京高裁差し戻し審では、潜水利用料の徴収に合意があったと認定し、また、潜水利用料徴収の法的根拠についても「漁業権侵害」があることを認定し、被告漁協側の勝訴となった。この判決は、1985年に地元内浦漁協と大瀬崎潜水協定ら漁業権者及び地元緩傾斜の合意の下で制定された潜水利用料徴収の「ローカルルール」に対して、一ダイビング愛好家が、その徴収は違法に基づくとして詐欺及び損害賠償を求めて1993年に静岡地裁に提訴、第一審漁協側勝訴、二審東京高裁は、[注]⑧最高裁判決の影響も指摘され、漁協側敗訴(漁協が一定期間徴収した潜水利用料の返還を命じる)、上告ごの最高裁は、東京高裁に潜水利用料徴収の事実認定の審理未了として差し戻したのちの判決となる。提訴されてから判決が確定されるまで8年を要した裁判であり、筆者は「大瀬崎ダイビングスポット訴訟」と呼んでいる。

(8)の2(補注) この訴訟は、従来、もっぱら漁業の利用に供されていた沿岸海域をダイビングというレジャー利用に開放するにあたり、漁業権者である漁協が、その対価として徴収した金銭の効力をめぐって争われたものであり、同種の事業を営む沿岸漁協関係者、ダイバー等からは、その決着が注目されていたが、社会的に大きな反響を呼ぶということもなく、ジャーナリズムで大きく扱われたわけでもなかった。

行政サイドにおいても、例えば水産庁は、これに対して特段の行政的なアクションをとることはなかったのである。このような社会的にさしたる話題とならなかった事件については、それも事件が決着してからかなりの時間が経過した現在、あえて、これに関する論文集を公刊する意義がどこにあるのか。…中略…

それは、この判決、すなわち、被告(=内浦漁協)敗訴の高裁判決を審理不済として破棄差戻した最高裁判決、

被告勝訴の判決を下した東京高裁判決は、その法律構成は別としても、地域社会に自主的に形成されたルールに対し、最高裁を頂点とするこの国の法の守人である司法機関が一定の配慮を示した、と理解しうるからである。また、そのような結果をちとるうえで、故・浜本幸生氏の畢生の名著『共同漁業権論—平成元年七月十三日最高裁判決批判』が、一定の役割を果たしたのではないかと密かに考えているからである。

先の、東京高裁判決のこのような読み方については、判決の法律構成——最高裁は、上告理由としてとりあげた旧慣に基づく漁業権に依らず、きわめて法律技術的理由で審理不尽として高裁に差し戻している——を考えれば、先入観による「勝手読み」との法曹実務家からの批判も予想される。これに対しては、筆者の半世紀に近い行政経験に基づく判断として、現在、喫緊の行政課題として追求されている「小さな政府」の下において、安全で快適な地域の生活環境を実現するためには、このような自成的な地域社会のルールの機能が不可欠であり、地方自治体はもとより国の施策としてもこのような地域社会のルールに対して、一定の評価と配慮が不可欠であることを指摘したい。

土地・水・海面等の利用に関しては、おそらく人間社会の誕生とともに古くから、その利用者間において、地域的な自主的なルールが形成されてきたと考えられ、そのなかである種のルールは、現在なお実定法体系のうちに組み込まれ、一定の法的保護が明文上保障（林野入会権、建築協定等）されている。自主的な地域社会のルールは、さまざまな分野にさまざまな形で存在することを考えれば、その意義は単に水産沿岸海域利用にとどまらず、広く生活環境一般に係るさまざまなルールにも及ぶとともに、学問の観点からも法律学、政治学はもとより社会学、経済学、環境論等多様な領域の学問にかかわる問題である。……一部略。（『ローカルルールの研究』刊行にあたって—佐竹五六。ダイビングスポット裁判研究会 代表・全国遊漁船業協会会長（元水産庁長官）

(9) 里海（さとうみ）：「里海」とはどのような海のことを指すのかは、現在まで、確定したその概念の定義、および法律上の位置づけまではなされていない。その用語においても、「里浜」「里海」「里としての海」など、ことばを使用している法人（NPO）や行政もまちまちな使い方をしている、その持つ意味は一定していない。ただ、大きく5つの概念（スタンス）に整理されそうである。

A—海の生物と自然生態系を持続的に維持し開発していく海域：「適切に人の手が加わることにより生物の多様性と生産性が維持された豊かで美しい海域」「水産の多面的機能を環境再生に生かす」「沿岸域の総合管理をめざそう」……九州大学の柳哲雄氏（「里海論」）、瀬戸内海環境保全協会（環境省所管）、広島大学名誉教授・松田治氏らが、すでに平成19年3月に開かれた「瀬戸内海研究会議ワークショップ」などで提示されている整理である。すでに、京都大学による、京都大学フィールド科学教育研究センター編（山下洋監修）「森里海連環学—森から海までの統合的管理を目指して」（2007年）や、広島大学に設けられている〈「里海」創生プロジェクト研究センター〉が提示している考え方と行動事業推進マニュアルです。

B—里浜（さとはま）：国交省港湾局のホームページより：「里浜づくり宣言」（2003年5月）：「里浜」とは、多様で豊かなかつての「海辺と人々とのつながり」を現代の暮らしに適う形で蘇らせた浜のことです。また、「里浜づくり」とは、地域の人々が、海辺と自分たちの地域のかかわりがどうあるべきかを災害防止のあり方をも含めて議論し、海辺を地域の共有空間（コモンズ）として意識しながら、長い時間をかけて、地域の人々と海辺と海辺との固有のつながりを培い、育て、つくりだしていく運動や様々な取り組みのことです。

（全文）かつて浜は、貝を採り、海藻を拾い、生き物を見つかったり、散歩し、海を眺め、精神的な開放を得たり、遊び、集い伝統的な祭りを行うなど、人々の暮らしの中にしっかりと位置付けられた地域の共有空間でした。／しかし経済発展や人口増大に伴い、わが国の海辺は大きく変容しました。／戦後、特に、我が国は、高潮、津波によって毎年のよ課題と考え、海岸線に堤防や護岸を築き、それにより、毎年のように甚大な海岸災害を被りました。そのため、防災を最優先の高潮や津波による脅威を軽減することができるようになりました。しかしその反面、これらの施設整備とあいまって、海辺の景観は一変し、海辺の景観は一変し、供給される給される土砂の減少などにより浜は痩せ、ゴミの散乱など環境も悪化し、海辺で培われた文化も失われていきました。こうして、海辺と人々とのつながりは希薄になってしまったのだと思います。

この反省にたつて、近年では、海辺の利用と環境に配慮するために、親水性や美しい景観、豊かな環境を海辺の重要な特長として捉え、これらの特長と防災機能の両立を目的とした整備が行われるようになりました。しかし、かつてのように人々の暮らしの中に海辺が再び身近になったとはいえません。／なぜでしょうか。

私たちは、その原因について、今行われていることが、いろいろな工夫や配慮がなされているにしても基本的には従来のようなものづくり中心の対策になっているからではないかと考えました。／では、どうしたらよいのでしょうか。

私たちの提案は、「日本の海辺を良くするには、何よりも海辺と人々のつながりを回復することから始めなければならない。」ということです。既に、各地で海辺と人々のつながりの回復に向けた取り組みが始まっており、これらを具体的な成果として結実させていく運動や各種の取り組みが必要です。／私たちは、ここに「里浜づくり」の推進を宣言します。以下略（浜づくり研究会——座長：磯辺雅彦東京大学大学院教授・海岸工学）

C—「里としての海」：水産庁が進めようとしている「里海」づくりの取り組み：「環境生態系保全活動支援調査

実証事業：漁業・漁村の多面的機能の啓発事業（「藻場・干潟（里海）の環境保全機能と漁業の関わり」「森・川・海のつながりを重視した豊かな漁場海域環境創出方策」等）2008年度以降本格化。

D—漁業者によるNPO活動として「里海」づくりの提案と行動……①金萬 智男さんをリーダーとする「盤州里海の会」、②徳島県漁業青年部を中心として結成された「徳島海生会」の活動、③熊本県鏡地区の浜辺誠司さんをリーダーとする「天明水の会」の活動（「いのちの森づくり」など）、④静岡県浜松市に2007年うまれた浜名漁協の組合員と市民、観光協会とがともに浜名湖を中心とした里海づくりを目指そうと設立した「はまなこ里海の会」の活動。これらの活動の重要なポイントは、地域の漁協では、活動しづらい（できない）、市民や他地区の人々と連携して、漁業者としての海の守り人としての、漁業権有者であることを活かし、海の経験と知識をひろく地域外の人々にアピールしていることである。地域における漁協が果たすべき役割を、漁協外のNPO組織をつくることで、地域の新しい産業育成や自然の保全活動を進めていく事例である。……

D—② 漁協の従来の青年部や婦人部活動による、「漁業者が進める植樹活動」や「漁場や海岸地区の清掃」のほか、漁業生産に結果として活かそうとする「漁業」的活動の一環である。……畠山重篤さんの「森は海の恋人」によって、海と水（川）と森とがいったいとなって人々の暮らしを支えてきたというアピールを全国にしらした影響の大きさは、彼自身「里海」をとりたてて口にしてはいませんが、絶大なものがあるといえましょう。

E—市民（住民）からの「里海」「里浜」づくりへのかかわり……NPO「水辺に遊ぶ会」（足利由紀子さん）。NPO「海辺づくり研究会」や「海をつくる会」の東京湾における活動、……もう数が多い中で、ひとつだけ事例として注目しなければいけない活動が上記 NPO のほか、東京と港湾局、東京都漁連、盤州里海の会をサポーターとして、お台場海の公園内に新しく設立された港陽小学校の教員と生徒たちによる「お台場ふっかつ海苔作戦」に注目してみたい。

(1 1) 江陽小学校の生徒たちが、目の前にひろがるお台場海の公園で、海苔づくりを行っていることの意義：

- ① 東京湾奥部は昭和三〇年代末の東京都内湾各漁協に免許されてきた共同漁業権、区画漁業権（ノリ養殖）等のすべての漁業権が放棄されている。埋め立てて陸地（土地）へと変じた以外の残された海面（東京都に属する東京湾沿岸陸地の地先）は、「残存海面」とか「漁業権放棄済み海面」と呼ばれる。
- ② 「漁業権放棄済み海面」の位置づけについて考えておこう。補償金を支払った東京都、および、埋立て免許を取得して埋め立て、その土地の所有者となった開発事業主体（都や企業体）は、埋立地の地先海面を支配管理できる地位をもつのかというと、そのような法的な関係はまったく生じない。本書第六章浜本幸生氏「補論」（2）では、「漁業権消滅後の水面で生じる事態について」（二五二頁）で、この関係を論じている。漁業権消滅後の水面に生じる法律関係は、結論として、本論文が指摘する二つの効果をもつ。その一は、漁業法制に基づき「漁業権が消滅した場合には、……〔一部の漁民が有している漁場の独占利用権を喪失させて一中島〕全体の漁民のためにその漁場を開放するという、〈漁業調整のため〉の漁業権の取消しの効果と同一の法的効果が生じる」（本書二五三頁）ということである。その二は、「この〔最高裁判例、河川法等一中島〕ように、わが国の法制は、海及び河川については、国が公法上直接に支配管理するほかは、私人が支配管理することを認めていないのであるから、補償金を出して買収した土地と同様に、補償した者が漁業権を消滅させた海面を支配できると考える〈補償済み海面〉などは、法律上成立せず、存在することはない」（同二五四～二五五頁）のである。
- ③ ②は、つまり、漁業権放棄した海面で、埋め立てられずに現に存する水面（海面）は、「公共用水面」の性格を持つだけで、言葉を変えれば「だれのものでもない」水面（海面）に戻っているということである。ただし、②「その一」の効果によって、漁業権が消失した場合の水面であっても、言葉を変えれば「漁業を〈やりたい〉もの（適格者）がいれば、漁業法一条の漁業調整の趣旨・目的から、漁業を〈やらせなければいけない〉」という「漁業的利用」水面＝漁場としての性格をつねに持つと考えられる。
- ④ つまり、埋め立てて「お台場海浜公園」に整備された陸地の所有者および管理者と、その地先の海面とは、いかなる支配管理関係にもないということである（ただし、港湾・海岸関連法規、その他条例等の網がかぶることは当然であるが、「漁業的利用」であれ「市民的利用」であれ、その水域への入域者に対する支配・管理的な排他性はもたない）。
- ⑤ さて、このような性格を持つ「お台場海浜公園」地先の浅瀬の海面で、今回のような「ノリづくり」の試みが成功したことに着目してみよう。
- ⑥ 「ノリづくり」にかかわった主役となった人々の役割（機能）を、図1および図2のローカルルールの成立と地先海面利用の類型パターンと対照しながら確認してみよう。
- ⑦ 東京都港区立港陽小学校＝T校長先生と子供たち及びPTAと親である住民が、「ノリづくり」の地域主体であ

り、その背景に東京湾岸市民が関心を示す存在があり、実現に向けて応援体制がとられた。同学校は、平成八年開校。T校長先生が三代め校長。同校ホームページの開校目的に「都心と呼ばれる地区の港区部分（台場）に新たに建設される総計一八〇〇戸、五五〇〇人の住民に対応するために建設された学校である。平成三年五月に東京都の臨海副都心開発計画に伴って計画されたもので……具体的には、幼・小・中併設・併置型の学校施設」とある。学校の敷地に接するように東京都立「お台場海浜公園」がある。先住住民の存在しないまったく新しい町にできた臨海立地の学校である。

- ⑧ このロケーションは、庭先に砂浜（人工）と海が繋がっているという関係であり、T校長は「校庭に隣りあわせて海があるのだから、子供たちに、この海で昔たくさん採れた海の幸が取れる現場やその味を体験させてあげたい」ということが発端となる（前二人の校長は、子供たちにとっての安全性や衛生上の問題を考慮して海浜には近づけない方針であったという）。江戸前の海の幸といえば、ノリ。この江戸前のノリを学校の庭先の浅瀬の海面を利用して作ることができたら、子供たちはその過程を体験してどんなにか教育的効果があるだろう、と考えたという。T校長は、インターネット・新聞などの情報からNPO法人「海辺づくり研究会」の東京湾を中心とする海辺を再生しようとする活動を知り、同会を通じ、東京湾（千葉県木更津市金田）でノリ漁師をする金萬智男さんを知るようになった。
- ⑨ NPO法人「海辺づくり研究会」は、同会ホームページで「この法人は、沿岸域環境の保全・再生・創出や自然と共生する海辺づくりに関する事業を、先人の知恵や多くの市民の新しい知恵に学びながら、積極的に推進し、地域の振興や地球環境の保全に貢献することを目的とする」とあり、モ場造成の試みや干潟の研究などを実施しながら、市民や漁業者の活動を援助したり、関係行政とのつなぎ役を果たしている。「海辺づくり研究会」を通じ、ノリ養殖現役漁師・金萬さん、およびお台場海浜公園の地先水面が旧漁業権水域であった港漁協を含む東京都漁連の関係者に協力を依頼する。
- ⑩ 金萬智男さんは、千葉県金田漁協の組合員であり、ノリ養殖を主業とする漁業者である。また、氏は、NPO法人「盤州里海の会」を組織し、代表として「市民に対して盤洲干潟の保全・海産物活用・社会教育を主な事業とし、高齢化社会において老齢化した漁師の技術・経験の継承を行いながら、地元漁業者へ干潟に対する保全広報、市民に漁業現状の理解を求め、広く公益に貢献する目的とする」（同会定款）活動を展開中。東京湾にアサクサノリ種を使った「アサクサノリ養殖復活プロジェクト」や盤洲干潟を中心とした「里海・めぐりの里づくり」計画を通じ、漁業権や地先権を有する漁業者・漁業協同組合組合員であるとともに、市民としての立場からボランティア的な環境教育的活動を行っている。
- ⑪ 東京都漁連には、内湾部に大田・芝・港・中央隅田・佃島・東京東部の六漁協が所属し、漁業権放棄後も、船宿や屋形船、すし・てんぷら店などの飲食店を経営しながら、漁業権に基づかない漁業（自由漁業・許可漁業）を継続して行っている漁業者が組合員として組織化されている。
- ⑫ 漁業権放棄済みの海面で、漁業者であれ（市民であれ）「ノリ養殖」をすることは、漁業法九条（定置漁業又は区画漁業は漁業権又は入漁権に基づくのでなければ、営んではならない）によりできないことになっているのだが、今回の場合は、なぜ可能であったのか。まずまったく営業性のない純粋な環境教育上の試みであったことや、ごく小規模であったことが前提となっているが、他にも、この水面が東京都立公園に囲まれた海域であったことをはじめ、前記⑦～⑪の一つでも欠如していたら、浜本幸生さんが「漁業権消滅に伴い想定される負の事態」（二六一頁）あるいは、「不正常的事態」（二五八頁）を考慮しなければならなかったかもしれない。
- ⑬ 東京湾お台場海浜公園に接する浅瀬で実現した「ノリづくり」。港陽小学校の子供たちが学校前のまさに「地先」の海面で、江戸前のノリづくり現場を観察し、生育したノリを、親である地元住民も参加をして天日干しで板ノリを作り、海苔巻きにして、学校施設内で食べる体験をするという、まさに「環境教育的」活動となっている。東京湾の再生運動を進めてきた漁業者と、旧漁業権を持っていた都漁連・漁協・漁業者団体と市民団体とが協力作業で対応した「市民の利用」の実態が、⑫の課題をクリアして実現させた意義は大きいといえよう。

中島 満による未定稿メモー 2008年1月24日最終修正